

# 岡山市の環境影響評価制度

## ○環境影響評価（環境アセスメント）とは？

環境アセスメントとは、大規模な事業の実施に当たり、その事業が環境に与える影響について事前に調査・予測・評価を行い、環境保全のための措置を検討するとともに、その内容を公表し、住民や市の意見を踏まえて、より環境に配慮した事業内容にしていこうという制度です。

岡山市では、事業計画の立案段階で環境配慮を行い（計画段階配慮）、その結果をもとに事業計画を策定し、その事業が環境にどのような影響を与えるかについて調査・予測・評価を行います（環境影響評価）。また、事業の実施に当たっては、工事中や供用後の環境影響を把握するために事後調査を実施します。

### <計画段階配慮>

事業計画の立案段階（位置、規模等の検討段階）において、既存資料等から環境影響を予測し、その結果を「配慮書」としてまとめます。この配慮書についての市民や行政の意見を踏まえ、その結果を事業計画に反映させることで、重大な環境影響の回避・低減を図ります。



### <環境影響評価>

事業の内容や地域の状況を踏まえて評価項目を選定し、選定した項目についてどのような方法で調査・予測・評価を行うかを「方法書」としてまとめます。この方法書についての市民や行政の意見を踏まえ、実際に調査・予測・評価を行います。

#### （調査）

対象事業を実施する区域とその周辺の環境の状況について、既存資料調査や現地調査などを行います。

#### （予測）

調査結果をもとに、事業の実施が周辺環境に与える影響について、各種の予測式やシミュレーションなどの手法により予測します。

#### （評価）

事業の内容や地域の状況を考慮した上で、適切な環境保全目標を設定し、予測結果と照らし合わせることで評価をします。

#### ○評価項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌、日照、光害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場、文化財、廃棄物等、温室効果ガス

この調査・予測・評価の結果や環境保全措置の検討内容を示し、環境保全についての事業者の考えを「準備書」としてまとめます。そして、準備書についての市民や行政の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加えた結果を「評価書」としてまとめます。



### <事後調査>

工事にあたっては、評価書に記載した内容に基づいて環境保全措置を実施し、環境保全についての適正な配慮がなされるようにします。供用後においても同様です。

また、工事着手後には工事中や供用後の環境の状況を把握するための事後調査を行い、その結果を「報告書」としてまとめます。この報告書についての市民や行政の意見を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の再検討や実施を行います。

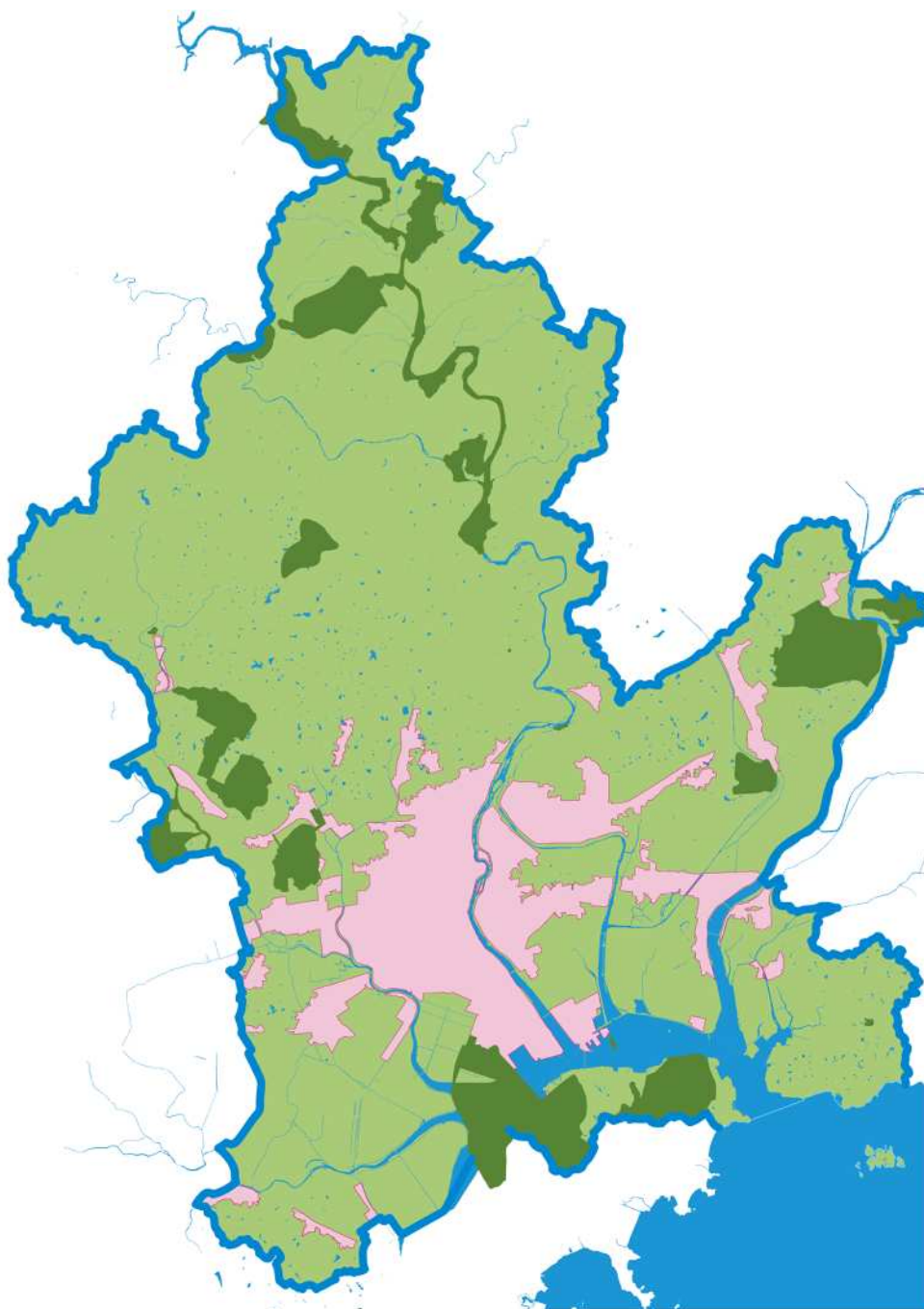
## ○対象事業

岡山市環境影響評価条例の対象事業は下表のとおりです。なお、この表は条例施行規則別表第1を要約したものですので、詳細はそちらをご確認ください。




事業区分		A地域	B地域	C地域
1 道路の新設又は改築	自動車専用道路	2車線以上		
	国道・県道・市道	4車線以上かつ7.5km以上		4車線以上かつ3.75km以上
	林道・農道	幅員6.5m以上かつ長さ15km以上		幅員6.5m以上かつ長さ7.5km以上
2 河川	ダムの新築	貯水面積50ha以上		貯水面積25ha以上
	堰の新築又は改築	新築	湛水面積50ha以上	湛水面積25ha以上
		改築	改築後の湛水面積75ha以上かつ湛水面積37.5ha以上増加	改築後の湛水面積50ha以上かつ湛水面積25ha以上増加
放水路の新築	土地の形状変更面積75ha以上	土地の形状変更面積50ha以上	土地の形状変更面積25ha以上	
3 鉄道・軌道の建設又は改良		長さ1km以上		すべて
4 飛行場の設置又は変更	設置又は滑走路新設を伴う変更	滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上	滑走路長625m以上
	滑走路延長を伴う変更	延長後の滑走路長1,875m以上かつ375m以上の延長	延長後の滑走路長1,250m以上かつ250m以上の延長	延長後の滑走路長625m以上かつ125m以上の延長
5 電気工作物の設置又は変更	水力発電所	出力10,000kW以上		出力5,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上		出力37,500kW以上
	太陽光発電所	土地の形状変更等面積20ha以上	土地の形状変更等面積10ha以上	土地の形状変更等面積5ha以上
	風力発電所	出力1,500kW以上		出力750kW以上
	高圧送電線	電圧50万V以上		電圧25万V以上
6 公有水面等の埋立て又は干拓		埋立干拓区域面積10ha以上		埋立干拓区域面積5ha以上
7 土地区画整理事業		施行区域面積75ha以上	施行区域面積10ha以上	施行区域面積5ha以上
8 廃棄物処理施設の設置又は変更	廃棄物最終処分場	埋立処分場所面積5ha以上又は設置区域面積10ha以上	埋立処分場所面積2.5ha以上又は設置区域面積5ha以上	埋立処分場所面積1.25ha以上又は設置区域面積2.5ha以上
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時以上		処理能力2t/時以上
9-① 工業団地の造成		造成区域面積50ha以上	造成区域面積10ha以上	造成区域面積5ha以上
9-② 製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設		敷地面積50ha以上又は最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	敷地面積10ha以上又は最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	敷地面積5ha以上又は最大排出ガス量5万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排出水量5,000m <sup>3</sup> /日以上
10 住宅団地の造成		造成区域面積10ha以上		造成区域面積5ha以上
11 流通業務団地の造成		造成区域面積50ha以上	造成区域面積10ha以上	造成区域面積5ha以上
12 レクリエーション施設等の新設又は増設 (スキー場、公園、キャンプ場を含む)		施設区域面積10ha以上		施設区域面積5ha以上
13 下水道終末処理場の新設又は増設		計画1日平均流入下水水量3,000m <sup>3</sup> /日以上		計画1日平均流入下水水量1,500m <sup>3</sup> /日以上
14 複合開発事業の造成等(8~13の複合事業)	9と11を併せて実施するもの	造成等区域面積50ha以上	造成等区域面積10ha以上	造成等区域面積5ha以上
	上記以外のもの	造成等区域面積10ha以上		造成等区域面積5ha以上
15 土石採取場の新設又は増設		土石採取場面積20ha以上	土石採取場面積10ha以上	土石採取場面積5ha以上
16 試験研究施設の新設又は増設		敷地面積10ha以上		敷地面積5ha以上
17 汚染土壌処理施設の新設又は増設		すべて		

## ○地域区分

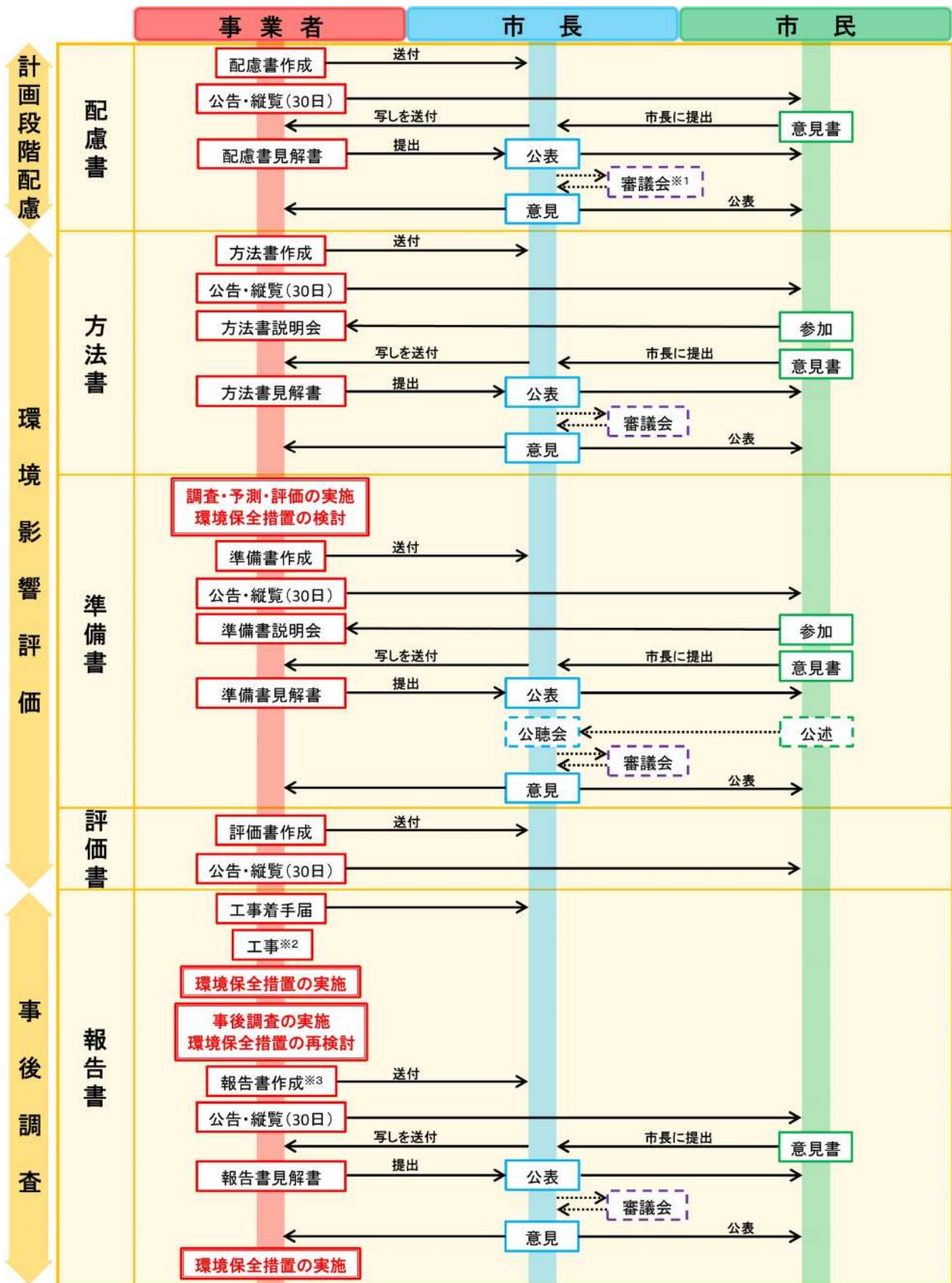
岡山市では、土地利用の状況などを踏まえて市域を3つの地域に区分し、それぞれの地域に応じた規模要件を設定しています。



※イメージ図です。詳細な地域区分図は岡山市地図情報に掲載しています。

-  **A地域**：市街化区域（C地域を除く）
-  **B地域**：市街化区域以外の区域（C地域を除く）
-  **C地域**：国立公園，国定公園，県立自然公園，原生自然環境保全地域，自然環境保全地域，環境緑地保護地域，郷土自然保護地域，郷土記念物，生息地等保護区，鳥獣保護区，貴重野生生物保護区の区域

# ○手続の流れ



※1 正式名称は、「岡山市環境影響評価審議会」です。  
 ※2 事業者は、工事完了後に「工事完了届」を、供用開始前に「供用開始届」を市長に提出します。  
 ※3 報告書の提出時期は、工事開始後から供用中です(複数回提出する場合があります)。